平成２８年（再イ）第１号
埼玉県所沢市大字山口764番地の２　フラッツ西所沢502
再生債務者　清水　修一
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第７４号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番24号（エスペランサ参番館105）
再生債務者　里舘　敬博
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月25日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再イ）第２０号
名古屋市西区数寄屋町７番17号　キャッスルランドビル３Ｄ号
再生債務者　谷口　敦子
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第２６号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目４番25号
再生債務者　仲間　憲子（旧姓岡本）
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第６７号
大阪市中央区谷町５丁目３番８号902
再生債務者　橋本　美保
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第１号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目６番14号　ラブリー３　202
再生債務者　畑中　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月25日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月24日まで
平成28年４月26日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（再イ）第９７号
大阪府大東市深野５丁目11番12号
再生債務者　前田　秀二
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月25日まで
平成28年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第５号
埼玉県狭山市大字東三ツ木344番地の３　ヴェルハウスＡ―102
再生債務者　佐藤　　晃
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月27日まで
平成28年４月26日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第４号
京都市伏見区醍醐大構町１番地１　デルパ醍醐511号
再生債務者　エムティネットこと　田畑　昌人
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月27日まで
平成28年４月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第３号
北九州市小倉北区船場町２番６―905号
再生債務者　有里　幸樹
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月16日まで
平成28年４月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第３９号
新潟市西区立仏247番地４
再生債務者　長井　　淳
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月17日まで
平成28年４月26日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第２３８号
仙台市宮城野区高砂２丁目14番地の７リバティ高砂201（認可決定時の住所）仙台市太白区南大野田９―６ジュネスコート202号
再生債務者　佐藤　幸伸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年３月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月26日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号
埼玉県戸田市川岸３丁目５番20―901号
再生債務者　櫻井　克則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月16日まで
平成28年４月25日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第６号
大津市青山６丁目12番10号
再生債務者　依田　和重
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月24日まで
平成28年４月26日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１号
徳島県三好市池田町白地本名204番地
再生債務者　藤川　孝宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月24日まで
平成28年４月26日　徳島地方裁判所美馬支部

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。
平成二十八年三月二十九日　公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

第二十六条の八第一項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「標準報酬の日額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の日額をいう。）」を「報酬の日額」に、「できないとき（傷病手当金の支給に係る傷病について障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この条において同じ。）若しくは障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けることができるとき（法第六十八条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定を適用するとしたならば傷病手当金が支給される場合を除く。）又は資格喪失の日以降は、この限りでない。）は、一日につき、同条第一項」を「できないときは、一日につき、法第六十八条第一項」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　傷病手当金の支給に係る傷病と同一の傷病（以下この項において「同一傷病」という。）について厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは障害手当金の支給を受けることができるとき、法第六十九条第一項の規定により出産手当金の支給を受けることができるとき又は傷病手当金附加金の支給期間に係る報酬の全部若しくは一部を受けるときは、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときの傷病手当金附加金の額は、当該各号に掲げる金額とする。

一　同一傷病について障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるとき　法第六十八条第六項ただし書又は第七項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額